

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市ウェルビーイング経営推進事業補助金
補助事業等の標目	市内中小企業者が行う市内の事業所における柔軟な働き方や健康管理の促進に要した経費の一部を補助することにより、従業員が身体的、精神的及び社会的に満たされる就業環境の整備を図る。
補助事業等の対象者	育児や介護との両立等、働き方のニーズの多様化に対応し、従業員が働きやすい労働環境の改善を実施した市内中小企業者
補助対象経費	<p>次のいずれかの事業の実施に要した費用とする。ただし、補助対象経費が3万円未満の場合は、補助対象外とする。</p> <p>1 労務管理改善促進事業</p> <p>市内中小企業者が市内の事業所において行うテレワーク又はフレックスタイム制の導入、時間単位による年次有給休暇の細分化等の従業員の柔軟な働き方を進めるために要する費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 労務管理ソフトの導入又は更新(就業規則等の労働時間に係る変更を伴うものに限る。)をするための設計及び構築に係る経費</p> <p>(2) (1)に附帯する賃金管理ソフトの導入又は更新をするための設計及び構築に係る経費(賃金又は退職に関する単独の改修を除く。)</p> <p>(3) 就業規則等の作成又は変更に係る外部専門家への委託料又は報酬(外部専門家への年間の委託契約料を除く。)</p> <p>(4) 労務管理用機器等の導入に要する経費(パソコン、タブレット、プリンター等の汎用性の高い機器の購入費用を除く。)</p> <p>(5) テレワーク、WEB会議システム等の導入に要する経費(パソコン、タブレット、プリンター等の汎用性の高い機器の購入費用を除く。)</p> <p>(6) 次の費用は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>イ 機器等のリース料(システムのランニングコストを含む。)</p> <p>ウ 専ら個人の私的な利益のための経費であって、事業の用に供さないものに係る経費</p> <p>2 健康管理促進事業</p> <p>市内中小企業者が市内の事業所において行う従業員の健康管理を進めるために要する費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 血圧計及び血圧計を設置するための架台の導入に要する経費(椅子の購入費用を除く。)</p> <p>(2) 体組成計の導入に要する経費</p> <p>(3) トレーニング用器具の導入に要する経費(トレーニングマットの購入費用を除く。)</p> <p>(4) (1)、(2)又は(3)に連動したヘルスケア管理システムの導入に要する経費</p> <p>(5) 次の費用は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>イ 機器等のリース料(システムのランニングコストを含む。)</p> <p>ウ 専ら個人の私的な利益のための経費であって、事業の用に供さないものに係る経費</p> <p>3 人材確保・販路開拓等デジタル化導入事業</p> <p>市内中小企業者が市内の事業所において行う人材確保や販路開拓等を目</p>

	<p>的としたデジタル化を進めるために要する費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) システム（ホームページ・ECサイトを含む。）の設計及び構築に係る経費</p> <p>(2) 次の費用は、補助対象経費から除くものとする。</p> <p>ア 消耗品費</p> <p>イ 機器等のリース料（システムのランニングコストを含む。）</p> <p>ウ 専ら個人の私的な利益のための経費であって、事業の用に供さないものに係る経費</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、労務管理改善促進事業、健康管理促進事業、人材確保・販路開拓等デジタル化導入事業別に、それぞれ補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。</p>
	<p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	<p>補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。</p>
補助事業等の開始時期	<p>令和6年4月1日</p>
補助事業等の終了時期	<p>令和9年3月31日</p>
	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	<p>補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
その他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ウェルビーイング経営 従業員が身体的、精神的及び社会的に満たされるように組織の環境を整えていく経営手法をいう。</p> <p>(2) フレックスタイム制 労働者が日々の始業、終業時刻や労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる変形労働時間制の一種をいう。</p> <p>(3) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの「製造業」又は大分類Gの「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」を事業として営み、市内に主たる工場若しくは研究所又はソフトウェア開発を目的に設置された施設を有するものをいう。</p> <p>2 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助対象者から除くものとする。</p> <p>3 一の市内中小企業者がこの取扱基準による補助金の交付を受けられる回数、労務管理改善促進事業、健康管理促進事業及び人材確保・販路開拓等デジタル化導入事業別にそれぞれ1回とする。</p> <p>4 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p>

<p style="text-align: center;">提 出 書 類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日まで（当該年度の3月11日以後に補助対象事業が完了する場合は、原則として当該年度内）に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市ウェルビーイング経営推進事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市ウェルビーイング経営推進事業補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 補助対象事業による整備（以下「整備」という。）に係る次の書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 請求書又は納品書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 領収書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 整備費内訳書（整備内容等が把握できるもの）</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 整備後の写真（ソフト導入又はシステム構築の場合は、トップ画面のスクリーンショット等。ただし、撮影困難な場合を除く。）</p> <p>(4) 就業規則等の労働時間の変更が把握できる書類（労務管理改善促進事業に掲げる(1)から(3)までの事業を行う場合に限る。）</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業・ブランド振興係</p>

令和 6年 3月15日 制定（令和 6年 4月 1日 施行）
令和 6年 3月29日 一部改正（令和 6年 4月 1日 施行）